



成田市耐震改修促進計画

～建築物の耐震化で地震に強いまちづくりを～

平成20年3月

成 田 市

目 次

はじめに	3
第1章 計画の策定にあたって	4
第2章 耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標	5
1 想定される地震の規模、被害の状況	5
(1) 想定される地震の規模等	
(2) 被害の特徴	
(3) 被害の概要	
2 耐震化の現状	7
(1) 既存建築物棟数	
(2) 耐震化の現状	
3 耐震改修等の目標の設定	9
(1) 市有建築物	
(2) 民間建築物	
4 市有建築物の耐震化の情報開示	11
第3章 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策	12
1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取り組み方針	12
2 耐震化の促進を図るための支援策の概要	12
3 重点的に耐震化すべき区域	12
4 地震発生時に通行を確保すべき道路	12
5 優先的に耐震化に着手すべき建築物の設定	13
6 地震時の建築物の安全対策に関する事業の概要	13
第4章 啓発及び知識の普及	14
1 地震ハザードマップの作成・公表	14
2 相談体制の整備・情報提供の充実	14
3 パンフレットの配布・耐震相談会の実施	14
4 所有者等に対する適切かつ幅広い改修・補強方法の提示	16
5 リフォームにあわせた耐震改修の誘導	16
6 家具等の転倒防止策の推進	16
7 自治会等との連携策・取り組み支援	16
第5章 所管行政庁との連携	17
1 耐震改修促進法による指導、助言	17
第6章 その他耐震診断及び耐震改修の促進について	18
1 関係団体との連携	18
2 その他	18

資 料 編

- 資料1 本耐震改修促進計画の特定建築物
- 資料2 耐震改修促進法の対象建築物
- 資料3 緊急輸送道路路線図
- 資料4 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針
- 資料5 建築物の耐震改修の促進に関する法律 (抜粋)
- 資料6 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令 (抜粋)
- 資料7 建築基準法 (抜粋)
- 資料8 建築基準法施行令 (抜粋)
- 資料9 千葉県に大きな被害をもたらした主な地震

はじめに

- 平成7年1月の阪神・淡路大震災では、地震により6,434人の尊い命が奪われました。このうち地震による直接的な死者数は5,502人であり、さらにこの約9割の4,831人が住宅・建築物の倒壊等によるものでした。この教訓を踏まえて、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という。）が制定されました。
- しかし、平成16年10月の新潟県中越地震、平成17年3月の福岡県西方沖地震、平成19年7月の新潟県中越沖地震などの大地震が頻発しており、大地震はいつでも発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっています。また、首都圏直下地震など、本市にも甚大な被害をもたらす地震の発生の切迫性が指摘されているところです。
- このため、国では、建築物の耐震改修について、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」とするとともに、地震による人的被害や経済的被害額を減らすための最も重要な課題とし、緊急かつ最優先に取り組むべきものとして位置づけ、効果的かつ効率的に建築物の耐震改修等を実施する必要があるとしています。
- そこで、平成17年に耐震改修促進法が一部改正され、地方公共団体は計画的な建築物の耐震化の推進のため、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画の策定が位置づけられました。
- このようなことから、成田市耐震改修促進計画（以下「本耐震改修促進計画」という。）を定め、県、市及び市民等が連携を図り、本市における既存建築物の耐震診断及び耐震改修等を、計画的かつ総合的に進めることにより、既存建築物の耐震化を促進し、都市空間、居住空間における地震による被害の軽減を図り、災害に強いまちづくりを進めるものです。

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

- 本耐震改修促進計画は、耐震改修促進法第5条第7項の規定に基づき策定するものです。
- 本耐震改修促進計画は、耐震改修促進法第4条の規定により定められた「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（以下「基本方針」という。）及び同法第5条の規定により定められた「千葉県耐震改修促進計画」を勘案し、平成27年度を目標に、市有建築物、市内の住宅及び特定建築物等の耐震化を促進するための方針、耐震化率の目標値の設定、目標値を達成するための必要な施策等を定めるものです。
- 市は、本耐震改修促進計画に基づき県と相互に連絡を図りながら、耐震化を促進するための施策を総合的に推進し、市民等に耐震診断及び耐震改修等の必要性に関する啓発及び知識の普及を積極的に行い、耐震化に関する意識の醸成及び建築物の安全性の向上を図り、地震による建築物の被害を最小限に留め、市民等の安全を確保していくこととします。
- なお、本耐震改修促進計画において定めた耐震化率の目標値等については、一定期間ごとに検証を行うとともに、社会環境の変化等を踏まえ、所定の見直しを行うものとします。

第2章 耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1 想定される地震の規模、被害の状況

(成田市地域防災計画【震災対策編】平成20年3月改訂より)

(1) 想定される地震の規模等

- 成田市地域防災計画（震災対策編）において想定する地震は、成田直下地震と東京湾北部地震の2つとしています。

表-1 想定地震

想定地震	成田直下地震 マグニチュード6.9 東京湾北部地震 マグニチュード7.3
条 件	発生時期 冬季 午後6時 風速3.7m/秒

(2) 被害の特徴

① 地震動の予測

- 成田直下地震の場合、震度5強から7の範囲となり、震度6強以上の地域は50パーセント程度を占めます。
- 東京湾北部地震の場合、震度5弱から6強の範囲となり、震度6強以上の地域は5パーセント程度を占めます。
- 両想定地震とも、低地部において震度6弱、台地部において震度5強という結果でした。

② 液状化の予測

- 成田直下地震の液状化の判定結果は、「液状化の危険性がかなり高い」地域が市域の約75パーセントを占めます。
- 東京湾北部地震の液状化の判定結果は、「液状化の危険性がかなり高い」地域が市域の約60パーセントを占めます。

(3) 被害の概要

- ・市内における人的被害、建物被害を予測したものです。

表-2 被害の予測

(成田市地域防災計画【震災対策編】平成20年3月改訂より)

想定地震	成田直下地震	東京湾北部地震
○ 人的被害		
死者	39人	4人
負傷者	33,049人	4,352人
避難者	47,558人	12,275人
○ 木造建築物の被害		
全壊	4,057棟	1,561棟
半壊	11,816棟	5,824棟
○ 鉄骨造建築物の被害		
全壊	606棟	510棟
半壊	414棟	89棟
○ 鉄筋コンクリート造・鉄骨 鉄筋コンクリート造建築物の被害		
全壊	49棟	42棟
半壊	4棟	0棟
○ 火災		
出火件数	10棟	0棟
延焼件数	186棟	0棟

2 耐震化の現状

(1) 既存建築物棟数

- ・成田市内の建築物棟数は、平成18年6月時点で約53,900棟です。
- ・昭和56年以前の既存建築物は、約30,300棟で、このうち市有の建築物は、421棟、民間建築物は約29,900棟です。構造別では、木造建築物が、約25,400棟、非木造建築物が約4,900棟です。

表-3 既存建築物棟数

(平成18年6月現在)

区 分	総 数	うち昭和56年 以前	構造別	
			木 造	非木造
市有建築物	749 棟	421 棟	221 棟	200 棟
民間建築物	約 53,100 棟	約 29,900 棟	約 25,200 棟	約 4,700 棟
合 計	約 53,900 棟	約 30,300 棟	約 25,400 棟	約 4,900 棟

(2) 耐震化の現状

① 住宅・特定建築物^(※1)の現状

ア 住宅（平成15年住宅・土地統計調査から推計した。）

- ・平成15年における住宅数は、約40千戸（木造戸建住宅：約20千戸、共同住宅その他の住宅：約20千戸）と推測されます。
- ・その内、昭和55年以前^(※2)のものは、約15千戸（木造戸建住宅：約7千戸、共同住宅その他の住宅：約8千戸）です。
- ・住宅全体の耐震化率^(※3)は、約79パーセント^(※4)と推測されます。

表-4 耐震化の現状

(平成15年住宅・土地統計調査による推計)

区 分	総 数	うち昭和56年以前	耐震化率
住 宅	約40千戸	約15千戸 ^(※2)	約79%

- ※1 特定建築物とは、本耐震改修促進計画において、耐震改修促進法第6条第1号及び第2号に掲げる学校、体育館、劇場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホーム等の用途、規模等の建築物とする。
- ※2 現行の耐震基準(新耐震基準)は昭和56年に導入されました。住宅数は、平成15年住宅・土地統計調査資料をもとにしたため、昭和55年以前によるものとした。
- ※3 耐震化率とは、耐震性があるもの(新耐震基準を満たしている)の割合を指す。
- ※4 耐震化率の算出は、昭和55年以前の住宅戸数に、国の全国統計による耐震性を有する割合を掛ける方法で行った。

イ 特定建築物

- ・平成18年における特定建築物の棟数は、市有建築物が95棟、民間建築物が約260棟です。
- ・その内、昭和56年以前のもは、市有建築物が58棟、民間建築物が約80棟であわせて約140棟です。
- ・特定建築物全体の耐震化率は、約86パーセントであり、市有建築物が約84パーセント、民間建築物が約86パーセント^(※5)と推測されます。

表-5 耐震化の現状

(平成18年6月現在)

区 分	総 数	うち昭和56年以前	耐震化率	
特定建築物	市 有	95棟	58棟	約84%
	民 間	約260棟	約80棟	約86%
	合 計	約360棟	約140棟	約86%

- ※5 耐震化率の算出は、昭和56年以前の特定建築物で耐震性が不明なものは、国の全国統計による耐震性を有する割合を掛ける方法で行った。

② 市有建築物

- ・平成18年における市有建築物の総数は、749棟であり、その内昭和56年以前のは、421棟です。
- ・主な市有建築物^(※6)の耐震化率は、約76パーセントです。

※6 主な市有建築物とは、非木造2階以上または200㎡超の建築物をいう。

3 耐震改修等の目標の設定

- ・東海地震、東南海・南海地震及び首都直下型地震に関する地震防災戦略（中央防災会議決定）において、10年後に死者数及び経済被害を被害想定から半減させることが目標とされ、改正耐震改修促進法に基づく基本方針で示された目標を踏まえ、住宅及び特定建築物の平成27年度における耐震化率の目標を90%とします。

(1) 市有建築物

- ・庁舎、学校等の市有建築物については、災害時において庁舎及び支所では被害情報収集や災害対策指示等が行われ、学校では避難場所等として活用されるなど、多くの公共建築物が応急活動の拠点として活用されることとなります。
- ・このため、利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点から公共建築物の耐震性が求められるとの認識のもと、耐震化の整備方針、整備目標等を定めるとともに、整備プログラムの策定を行い、計画的かつ重点的な耐震化の促進に積極的に取り組むものとしします。

① 整備方針

- ・市有建築物の耐震化は、特定建築物及び震災時に応急活動の拠点となる建築物^(※7)等を優先的に整備するものとしします。特に、特定建築物のうち、防災上重要な建築物である災害復旧拠点施設及び救援・救護施設については、優先的に整備するものとしします。
- ・また、その他の建築物については、建築物の用途、構造耐震指標値（Is値）^(※8)、構造、規模等を考慮して整備を行うものとしします。
- ・市は、整備目標、整備の優先度等を踏まえ、耐震診断及び耐震改修の整備プログラムを策定するものとし、国庫補助金の助成制度等を活用して、計画的に耐震診断及び耐震改修を実施するものとしします。

- ※7 震災時に応急活動の拠点となる建築物とは、「成田市地域防災計画(震災対策編)平成20年3月改訂」において、耐震化が必要とされる建築物(避難施設、救護・救援施設、災害復旧拠点施設、ライフライン管理施設、社会福祉施設等)をいう。
- ※8 構造耐震指標値(Is値)とは、新耐震基準以前の基準で建築された建築物の耐震性能について、建築物が保有する地震に対する耐力を耐震診断によって得られる指標値をいう。

② 整備目標

- ・特定建築物については、平成27年度までに概ね全ての施設の耐震改修を行うことを目指します。

③ 整備の優先度

- ・市有建築物の整備は、建築物の耐震性等を考慮して2期に分けて対応するものとし、各期別の整備対象施設は、次のとおりとします。
- ・なお、施設全体の配置、事業工程の状況、当該建築物の用途、利用形態等により、整備の優先度を適用しない場合があります。

(i) 第1期：平成22年度まで

- ・整備対象施設は、原則として構造耐震指標値(Is値)が著しく低く地震の震動及び衝撃に対して、倒壊又は崩壊の危険性が高い建築物とします。

(ii) 第2期：平成23年度以降

- ・整備対象施設は、原則として構造耐震指標値(Is値)が低く地震の震動及び衝撃に対して、倒壊又は崩壊の危険性がある建築物とします。

④ 整備プログラム

- ・市有建築物の整備は、整備目標、整備の優先度等を踏まえ、別途主要な市有建築物の整備プログラムを策定し、計画的に耐震診断及び耐震改修を実施するものとしてします。

(2) 民間建築物

- ・民間建築物に関わる地震対策は、建築物の所有者等が自己の責任において、自ら建築物の安全性を確保することが原則であり、耐震改修促進法における特定建築物の所有者は、耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修を行うよう努めなければならないとされています。

- ・市は、こうした所有者の取り組みをできる限り支援するという観点から、本耐震改修促進計画に基づき、住宅及び特定建築物の所有者に対する啓発、知識の普及、情報提供及び耐震化の支援等、民間建築物の耐震改修等を促進させる施策を推進し、設定した住宅及び特定建築物の耐震化率を目指します。

4 市有建築物の耐震化の情報開示

- ・市は、主要な市有建築物について各施設の耐震診断を速やかに行い、耐震診断及び耐震改修の実施状況等についての情報（所在地、施設名称、耐震診断実施の有無、実施時期、実施結果等）を公表するものとします。

第3章 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組み方針

- ・市は、市有建築物の耐震化に係る整備プログラムを策定し、耐震診断及び耐震改修等の計画的な実施を行うとともに、県や建築関係団体と十分な連携を図り、住宅及び特定建築物の所有者に対する啓発、知識の普及及び情報提供並びに耐震化の支援策等の措置を講じ、民間建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るものとします。
- ・住宅及び特定建築物の所有者等は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めることが必要です。

2 耐震化の促進を図るための支援策の概要

- ・市は、木造戸建て住宅の耐震診断等に関する支援を行うものとし、支援策については別に定めるものとします。

3 重点的に耐震化すべき区域

- ・市は、震災時に大きな被害が想定される比較的古い木造住宅が密集する市街地について、重点的に耐震化の促進を図る区域として、定めるものとします。

4 地震発生時に通行を確保すべき道路

- ・地震発生時において既存建築物の倒壊等により、震災時の救援、復旧、避難及び消火活動に必要な道路が閉塞され、諸活動の円滑な実施に支障をきたすことのないよう、地震時に通行を確保すべき道路として指定する道路は次の道路とします。
- ・なお、平成27年度までに沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路は、緊急輸送道路とします。

(1) 緊急輸送道路

- ・千葉県地域防災計画において、大規模な地震が起きた場合における、避難、救助をはじめ、物資の供給、諸施設の復旧等、広範な応急対策活動を広域的に実施するため、非常事態に対応した交通の確保を図ることを目的として定めた道路

『高速道路（東関東自動車道、新空港自動車道）、有料道路（東総道路）、国道（51号、295号、296号、356号、408号、409号、464号）、主要地方道（44号成田小見川鹿島港線、62号成田松尾線）』

(2) 避難路

- ・地域住民が避難場所まで安全に到着するよう成田市地域防災計画との整合が図られる道路

(3) その他

- ・市が、災害時の避難、救助、復旧及び消火活動等に必要な自然水利に面する道路等で成田市地域防災計画との整合を図り定める道路

5 優先的に耐震化に着手すべき建築物の設定

- ・優先的に耐震化に着手すべき建築物としては、災害時の機能確保の面から避難場所となる市有建築物とし、避難、復旧、消火活動の面から、緊急輸送道路に隣接し倒壊にて道路を塞ぐ恐れのある建築物とします。

6 地震時の建築物の安全対策に関する事業の概要

(1) 各種落下物対策

- ・地震発生時において、建築物全体の倒壊だけでなく、付属する看板や外壁、ガラス等が落下し、通行人等に被害を与えることがあります。このような被害を防止するため、建築物において落下の危険がある部分については、県と連携し、落下防止対策をするよう促します。また、特に通行人が多いと考えられる場所は、所有者等に点検、改善を促します。

(2) ブロック塀対策

- ・地震時において、コンクリートブロック塀等は、倒壊しやすく、通行人に危害を与えることや道路を塞ぐことがあります。市はパンフレットの配布等を通じて知識の普及に努め、危険なブロック塀の撤去、改善の指導を行います。

第4章 啓発及び知識の普及

1 地震ハザードマップの作成・公表

- ・市は、建築物の所有者の意識啓発を図るため、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度を記載した地図（地震ハザードマップ）を作成し、公表します。

2 相談体制の整備・情報提供の充実

- ・市は、パンフレットの配布や無料耐震相談会、その他種々の機会を通じて、建築物の所有者等に対して、耐震改修促進法の周知や支援の内容・手続きの紹介など、耐震性向上に関する啓発及び知識の普及に努めます。また、広報なりた、ホームページ等を通じて注意喚起を行っていきます。
- ・市は、建築物の所有者等に対して耐震改修等の実施に関して必要な情報提供を行うとともに、各種相談を受け付けるための窓口として、耐震相談窓口を設置します。

(1) 耐震相談窓口設置場所

- ・都市部建築指導課

(2) 相談内容

- ・耐震診断及び耐震改修等の仕組み
- ・耐震改修促進法に関する説明
- ・木造戸建て住宅の耐震診断等に係る支援の説明
- ・木造戸建て住宅の耐震診断及び耐震改修の標準的な費用等

3 パンフレットの配布・耐震相談会の実施

- ・阪神・淡路大震災や新潟県中越地震では、古い木造住宅が大きな被害を受け、多くの尊い命が失われたところです。
- ・地震に強いまちづくりを実現するためには、建築物の所有者等がその耐震性を知り、必要な対策を取ることが大切であることから、耐震診断及び耐震改修等の必要性について、市民に周知していく必要があり、耐震化の促進に資する情報提供等を積極的に行っていくものとします。

(1) パンフレットの配布

- ・市は、建築物の所有者等に対する耐震性向上に関する知識の普及、啓発を図るために耐震相談窓口等でパンフレットを配布します。
- ・パンフレットの主な内容は以下のものとします。
 - *耐震性向上に関する注意喚起
 - *耐震改修の方法の紹介
 - *自己診断の方法
 - *金物等の補強方法
 - *家具等の落下、倒壊防止等、室内空間の安全確保の方法
 - *寝室等、一部居室の耐震性確保の方法

啓発用パンフレット

○木造住宅関係

- ・誰でもできるわが家の耐震診断
- ・地震にそなえて わが家の耐震知識
- ・一般診断法による診断の手引き
- ・戸建て住宅耐震改修工法・事例
- ・あなたの建物は安全ですか
- ・わが家の耐震診断と補強方法
- ・地震に備え、わが家の耐震（木造住宅編）

○鉄骨造、鉄筋コンクリート造関係

- ・既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断と耐震改修のすすめ
- ・地震に備え、専門家による耐震診断を受けましょう（鉄骨造・鉄筋コンクリート造編）

○その他

- ・安全な街づくりはあなたの建物から — 落下物の防止対策 —
- ・災害に強い街づくりのために — ブロック塀・石塀の正しい施工方法 —
- ・建物もあなたと同じ健康診断
- ・地震にそなえて 窓ガラスの耐震対策

(2) 耐震相談会の実施

- ・市は、住宅の耐震化促進の一環として、大地震の切迫性と耐震化の必要性について、市民の理解を深め、耐震診断及び耐震改修を促すために、建築関係団体等の協力を得ながら、建築士等による無料耐震相談会を実施し、建築物の所有者等の耐震化に関する知識の普及、啓発を図ります。

4 所有者等に対する適切かつ幅広い改修・補強方法の提示

- ・市は建築物の所有者等に対して、経済的で実現可能な改修・補強方法や落下物・倒壊物対策の方法等、適切かつ幅広いメニューを提示するよう、建築関係団体や建築技術者に対して要請します。

5 リフォームにあわせた耐震改修の誘導

- ・耐震改修は、建築物の構造部材の補強をするために内装工事を伴うことが多くリフォーム工事にあわせ耐震改修工事を実施することは、所有者にとって経済的にも有効な方法です。
- ・市は、リフォーム工事にあわせた耐震改修の工事方法や新たな工法等を、パンフレットやホームページでより広く情報提供し、住宅等の耐震改修の促進を図ります。

6 家具等の転倒防止策の推進

- ・地震災害時に家具等の転倒による人的被害も多いことから、建築物の耐震化の推進とともに、家具等の転倒防止策の推進は重要な課題です。
- ・市は、パンフレットやホームページで、家具等の転倒防止のための対策事例、対策用品等の情報を広く提供し、家具等の転倒防止策の推進を図ります。

7 自治会等との連携策・取り組み支援

- ・耐震改修の促進は、地域として耐震化の意識が高まることが重要です。また、災害時の避難や消火活動は、地域に組織された自主防災組織により自助及び共助の観点から行われることが最も有効であることから、自主防災組織の構成単位である自治会や町内会との連携のもと、建築物の耐震改修の促進に取り組むことが重要です。
- ・市は、自治会や町内会等の地域特性を踏まえた耐震化の促進のための出前講座やパンフレットの配布等により、きめ細かな耐震化の促進を図ります。

第5章 所管行政庁との連携

1 耐震改修促進法による指導、助言

- ・大規模で不特定多数の者が利用する劇場、百貨店等の特定建築物は、特に耐震化の必要性が高く、また、震災時に応急活動の拠点となる庁舎・支所、病院、学校等の建築物は、災害時の拠点施設の機能確保の面からも耐震化が必要とされています。
- ・さらに、地震の際に避難上特に配慮を要する者が利用する幼稚園、保育所、老人ホーム等の建築物は、災害時要援護者への対応の観点からも耐震化が必要とされています。
- ・耐震改修促進法で、県による指導、助言の対象となる建築物について、市は必要な資料の提供を行うなど、県と市の連携により建築物の耐震化の促進を図るものとします。

第6章 その他耐震診断及び耐震改修の促進について

1 関連団体との連携

- ・市は、県及び建築関連団体との情報交換を密に行い、連携して耐震診断及び耐震改修の普及・促進に取り組んでいくものとします。

(1) 千葉県建築防災連絡協議会

- ・地震時の災害に備え、県及び市町村の緊密な連携のもとに、建築物に関する防災対策、地震対策の総合的、計画的な推進を図るため設置されています。
- ・本耐震改修促進計画の周知徹底及び計画推進のための連絡調整を行い、耐震化を促進しています。

(2) 千葉県特定行政庁連絡協議会

- ・県内の特定行政庁によって組織され、特定行政庁相互間における連絡調整と緊密化を図り、もって建築行政の円滑な運営を図るために設置されています。
- ・県内所管行政庁による指導、助言、指示、公表及び特定行政庁における建築基準法による勧告又は命令に関する意見交換や連絡調整に努め、既存建築物の耐震診断及び耐震改修を促進しています。

(3) 千葉県建築設計関連五団体連絡会議

- ・千葉県内にある建築関連団体（（社）千葉県建築士会、（社）千葉県建築士事務所協会、千葉県建築家協会、（社）日本建築構造技術者協会・千葉、（社）千葉県設備設計事務所協会）において組織されています。
- ・本耐震改修促進計画の周知徹底及び計画推進のため、耐震診断及び耐震改修を実施しています。

(4) 千葉県耐震判定協議会

- ・学識経験者等により構成されており、耐震診断及び耐震改修計画について、その妥当性を判断している第三者機関です。
- ・その判断結果は、各所管行政庁の認定判断の参考にされており、速やかな妥当性判断により、円滑な耐震診断及び耐震改修を行える環境を整えております。

2 その他

- ・本耐震改修促進計画を実施するにあたり、必要な事項は別途定めるものとします。